

## 第26回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月5日（火）午後1時24分から午後2時15分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（23人） 1番 清水 静枝 2番 中村 滋  
3番 箱田 裕史 4番 浦恩城 由子  
5番 佐藤 熊 6番 寺崎 正親  
7番 今井 隆 9番 大野 俊彦  
10番 信澤 健治 11番 中沢 幸子  
13番 天田 晃 14番 戸塚 英子  
15番 塚越 勤 16番 永井 保伸  
17番 石川 大輔 18番 川野 健一  
19番 福田 敬一 20番 西山 康雄  
21番 反保 勉 22番 飯野 利貞  
23番 新井 元 24番 設楽 明志  
25番 金井 政明

4 欠席委員（2人） 8番 須田 直子 12番 山田 孝夫

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	渡邊喬丈
係長	矢端 ひろみ
係長	矢島 賢一
主任主事	飯島 卓也
主任主事	津久井 亮太
主任主事	登坂 洋介

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩井 啓太
----	-------

## 7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時24分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様、おそろいですので、第26回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願ひします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願ひしたいと思います。

今井会長、よろしくお願ひします。

○会長 それでは、ただいまから第26回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。議席番号8番、須田直子委員並びに12番、山田孝夫委員の両名から欠席との連絡がございました。そういうことで、本日の出席委員は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりまして、次に、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に移ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号13番、天田晃委員並びに23番、新井元委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命についてですけれども、事務局の矢端係長を任命いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。また、携帯鳴らないように、班長さん。

○1番清水委員 私、見ているの。

○会長 はい。大丈夫ですか。ありますか。

○1番清水委員 いや、大丈夫よ。

○会長 大丈夫だそうです。

それでは、議案第1号に移ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和6年10月22日許可、高農委指令第1337号でございました。取消しの理由につきましては、建築計画が中止となったためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま取消願、1件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんよりご質問等お受けいたします。

異議がなければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和2年12月22日許可、高農委指令第1586号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー20が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま計画変更申請ということで1件説明がございました。

それでは、審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたらお願ひいたします。

これといって異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当よりご説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、新たに営農を開始したいという申請になります。営農類型は、露地野菜、クーンサイ、リーフレタス、ズッキーニ。上小塙町にて農地、約8アールを借り、営農を開始する申請となります。

譲受人につきましては、令和7年7月14日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは箱田裕史農業委員、相川功推進委員が出席し、譲受人から提出された計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1ページ目を御覧ください。まず、1の就農の動機です。譲受人は、全国的な農家の高齢化による食料需給率のさらなる低下を危惧しており、自らが農業を始めることで食料需給率の向上及び遊休農地の解消と地域活性化を目指しているとのことです。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、周辺農家との協調を大切にし、無農薬野菜を提供していきたいと考えているとのことです。

3の職歴及び農業経験でございますが、現在は会社員をする傍ら1年以上農業を継続して行っているとのことでした。

続きまして、1枚おめくりいただき、2ページ目の営農計画書を御覧ください。作付につきましては、クーンサイ、リーフレタス、ズッキーニを栽培する予定です。

従事者については、基本的に譲受人1人で行う予定で、人手が必要なときは知り合いや家族に協力してもらいます。

販売方法については、既存の販路で引き続き取り扱ってもらうとのことです。

続きまして、3ページ目を御覧ください。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。譲受人の自宅からも近く、効率的に農業を行うことが可能と考えられます。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご苦労さま。今、新規就農案件の説明がございました。

続きまして、就農相談会に出席された箱田裕史委員から報告をお願いいたします。

○3番箱田委員 議席番号3番、箱田です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 単価はどのように算出していますか。

回答 実際に出荷している実績を基に算出しました。

質問2 無農薬で栽培しているとのことですが、雑草等の対応はどのようにしていますか。

回答 定期的に草刈りを行い、適切な農地改良に務めています。また、住宅街が近隣にあるため、朝の8時以降に機械を使用するよう近隣住民への影響にも配慮し、作業しています。

質問3 営農計画書に記載のある3品目以外に作付をする予定はありますか。

回答 しばらくは兼業として農業を始めますが、将来的には専業農家として働きたいので、そのタイミングで作目を増やせていけたらと考えています。

質問4 今の仕事との兼業は時間のやりくりや体力的な問題もあると思うのですが、その点についていかがですか。

回答 現在は朝4時頃に収穫や梱包等の作業を行い、出荷をしてから本業の仕事に行ってています。平日は朝夕、休日も作業をしていますが、もともと農業が好きなので大変だとかきついとか思ったことはありません。むしろ好きなことをやれているので、楽しくやっています。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画書についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

○会長 今、箱田委員から就農相談に出たときの報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等受けたいと思います。

兼業ということで、まだ専業というところまでいかないので、いずれか専業するということなのですけれども、この人は、何、お勤め先は近くで勤め行っているの。

○事務局 行政書士をやられているそうなのですが。

○会長 そうかそうか、そうか。行政書士ね。今日は山田委員いなけれども、知っているかな。

○事務局 雇われの方です。

○会長 そこへね。そうか、そうか。本人が行政書士ではなくてね。

そういうことで、最近ちょっと兼業兼ねた就農のこういうあれが出てきますけれども。専業という人がなかなか出てこないので、ちょっと寂しい感もあるのですけれども。

どうでしょう、この内容に関して。別になければ、許可とするのだけれども。何かこれはどうなのですかとか、皆さんご意見はないですか。

○20番西山委員 では、何もないなら。

○会長 では、西山委員。

○20番西山委員 20番の西山です。別に問題はないと思うのですけれども、約1反あって、耕作だとかに関する農機具だとかというの記載がないのですけれども、ここに減価償却費というのがあるから、2万8,600円であるのですけれども、これは農機具の減価償却だとか何かそういうこと。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 耕運機の減価償却費。耕運機を……

○会長 耕運機1台。農作業機械は、今のところ。

○事務局 あと、軽トラックも所有をしています。

○会長 軽トラと耕運機。

○20番西山委員 基本的にはどこへ出している。

○会長 出荷先はどこなのか。

○事務局 出荷先は知り合いの飲食店ですか、あと無農薬の野菜を取り扱っている店舗に販売しているとのことでした。

○会長 以前出てきたのも、そんなあれだったよな。知り合いの店へ出すとか。

○事務局 同じような感じで。

○会長 そうだよね。

○20番西山委員 どこも同じ。

○会長 ほかに問題があるようだったら、皆さんから意見が出るのだろうけれども。

ほかに意見、異議がなければ許可とするのですけれども、許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

それでは、続いて、一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は4件でございます。なお、この4件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件を全て満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま事務局でナンバー2からナンバー5、説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたらお願ひいたします。

この譲受人の年齢まで書いていないのでちょっと分からぬのだけれども、ナンバー5、結構年の人だったっけ、譲受人。知っている。

○20番西山委員 5。

○会長 はい。譲受人。

○20番西山委員 正式には、この人の妹さんが持っていた土地。譲渡人が、これ実を言うと、細かい話、ミガイトツの場所なのです。だけれども、妹さんが、この譲受人の実家の近くに、この譲渡人の妹さんというのがお嫁さんにいっていたのだよ。子供もいなくて。死んでしまって、譲渡人がその妹さんのを相続したみたいな形で。それで、譲渡人も、もう年なので、一応この譲受人というのが、結構、一生懸命、今、土地を借りて、水道屋さんなのだけれども、うちの近くでも田んぼ作っているのだけれども。それで、結構土地を買って規模拡大をしているので、問題はないかなと思います。

○会長 農業従事者が4人って出ているから。

○20番西山委員 従業員がいたり。

○会長 いるのか。

○20番西山委員 はい。それで、あれなんでして。草刈りなんかは全部自分たちで田んぼの中も、きれいに田んぼも作っているから。

○会長 いや、この譲受人の人が主に、こういう土地購入して、この人が主にやるのかなと思ったら。では、従業員がいるから心配ないのか。幾つ。

○事務局 72歳です。

○会長 72歳か。

○事務局 はい。ご家族もいるみたいで。

○20番西山委員 いるのだよ。

○事務局 お子さんとかが40歳ぐらい、一応お手伝いをするということで書いてあります。

○会長 では、心配ないか。梅か、これは。ここは。

○20番西山委員 ここ違うのだよ、田んぼだとか畑。梅もちょっとぐらいあるのかな。

○事務局 今回の申請地については、梅も耕作したいということです。

○20番西山委員 梅も、この譲渡人というのは作って農協へ、梅部へ入って、梅も出している。

○会長 そうか、そうか。では、心配ないね。

ほかにどうだろう。質問等ございましたら、お願ひしますけれども。

別になければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあつたので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 駐車場が不足しているため申請地を整備し使用したいという露天駐車場の申請でございます。

2番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

3番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地1,285.95平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま4条の説明、3件の説明ございました。農地法の許可を得ていないことが判明したためってよく出てくるのですけれども、こういうのが多いですよね。

どうでしょう、皆さん、何か質問等ございましたらお願ひいたします。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第5号です。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあつたので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件として次のナンバー4が提出されております。

4番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件として、さきのナンバー3が提出されております。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 議案書の追記をお願いしたいと思います。申請の理由欄に「始末書添付」と追記をお願いします。事務局が現地を確認したところ、申請地の一部がコンクリート舗装をされていたためございます。

契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

14番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲

住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

15番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが従業員駐車場が不足しているため申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は贈与、庭及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

27番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて

使用したいという露天資材置場の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条規定による許可申請一括案件は30件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま5条の申請議案の説明がございました。30件ということで、今回大分少なくなっています。この4条、3条も、今回少なくて、事前調査もなくて現地調査もなくて、1班の班長さん、活躍する場がなかったのだけれども、どうします。何か話したいですか。

○1番清水委員 いや、特別にございません。

○会長 そうですか。

そういうことで、そうすれば、この30件、皆さんのはうから何かご質問ございましたらお願ひいたします。

○20番西山委員 また、いいですか。

○会長 西山委員。

○20番西山委員 20番の西山です。ちょっと3番と4番についてお聞きしたいのですけれども、宅地であれば、4番を見れば525でこれだけで十分かなと思ったのですけれども、2筆になった理由というのは、変形地だとか、ちょっと何か2筆になったという理由を聞いていれば。

○事務局 一応こちらが、この現地を見ていただくと本当に1つの土地になっているのですけれども、所有者が分かれています、通常であれば同じ申請でも構わないのですけれども、今回所有者がもともと別なので、別で申請をしてきたということです。ちょっと申請が分かれているというふうな状態です。

○会長 要は地形的にちょっと段差があるとか、そういうあれではないんだ。平らなんだ、一応は。

○事務局 そうですね、はい、そんなに。

○1番清水委員 だんなさんが養子なんだよ。養子。そういう関係であれではないですか。

○事務局 何か所有者が分かれているようで。

○1番清水委員 4番の譲渡人という人が。

○20番西山委員 基本的には525あれば、家建てるのに十分1筆でいいわけじゃない。

○事務局 はい。

○会長 250からだから。

○事務局 大きいお家だったような。

○会長 農家住宅ではないのだから。

○20番西山委員 だから、普通であれば傾斜地だとか、変形地だとかがあるから利用率が低いから両

方でとかってなるけれども。

○会長 そういう理由で面積が多いのが多いのだけれども。

○20番西山委員 ただ、平らで地続きだからというので、なかなか2筆買うとかというの非常に少ないのではないか。これ、兄弟なのか、3番の譲渡人とか4番の譲渡人というのは。

○会長 同じようだね、住所が。

○1番清水委員 4番の譲渡人は養子です、3番の譲渡人の。

○20番西山委員 3番の譲渡人の養子なの。親子ということ。

○1番清水委員 違う、養子。養子というか婿さん。婿さんという言い方すると、あれだから。

○20番西山委員 4番の譲渡人というのが男の人なの。

○1番清水委員 男の人。

○会長 夫婦なんだろう。

○1番清水委員 そうです、3番の譲渡人と4番の譲渡人は。

○20番西山委員 残されても困るから両方買ってくれということか。

○事務局 ちょっと結構大きい通りに面しているような、17号からちょっと入ったところ。

○1番清水委員 中川小学校の東ですよね。

○事務局 そうです、そうです。はい。結構、何か……

○1番清水委員 あの通りに面して。

○事務局 大きいお店とか、そういうところと面している感じで、ちょっと長細い感じの土地なのですけれども、ちょっと2つに分けると難しいのかなというところです。

○会長 114平米だけ残されても、後で。

○事務局 そうです。だから、奥になってしまって、接道とかも取れなくなってしまう。

○会長 そういう関係だよな。

○20番西山委員 理由があればいいのだけれども、普通なら1筆で大体許可取る。

○会長 そうさ、1筆で十分だ。

○20番西山委員 これだけ面積を広げる必要もないような感じだけれども。何か、だって理由がなければ2筆。

○会長 そういうことだね。事務局の説明で、今説明してくれたのでいいのかね。いい。

○20番西山委員 いいよ。

○会長 そういうことだそうです。

あと、ナンバー17かな、ほかに皆さん何か質問あればあれだけれども。17が3,000平米超えている、4,000平米近いのだけれども、露天駐車場、これ航空写真の皆さんところへ行っていると思うのだけれども、吉井地区の人、どうだろうな、これは。吉井地区の委員さん。

○23番新井委員 全然問題ない土地です。

○会長 問題ない。

○23番新井委員 会社的にも、吉井で一番大きいやうの会社なので。

○会長 そうなんだ。

○23番新井委員 ええ。

○会長 結構、従業員もいるのだね。

○23番新井委員 多いと思います。

○会長 だって、ここ100台だっけ。

○事務局 今回の申請地、新しく100台駐車場追加ということで。

○会長 100台。

○23番新井委員 2か所か3か所、工場を持っているかな。

○会長 そうなんだ。

○23番新井委員 はい。

○会長 では、今まで駐車場って、あれ、どこだったっけ。

○事務局 この写真の、下の写真見てもらうと、申請地って、ちょっと変わった形でなっていると思うのですけれども、その北東側に、これ畑、濃いのが2筆。何か真ん中に線が入って2筆あるのですけれども、その右側が若干色が何かちょっと変わっているなって感じに見えるのですけれども、そこが雑種地で駐車場です。

○会長 そこね。

○事務局 はい。あと、左側です。西側の多分これ県道だと思うのですけれども、そこの反対側にも駐車場が何か所かたしかあったと思うのです。

○会長 では、分散していたんだ。

○事務局 そうですね。もともとこの雑種地のところ借りていたらしいのですけれども、今回の場所が手に入るということで申請をされた感じです。

○会長 では、これは問題ないね。

あと、こういう中でよく集落接続、農地種別1種のところへ集落接続って言葉がよく出てくるのだけれども、あれ、皆さん、あれだけ、2年たっているからみんな知っていると思うのだけれども、集落接続って知っているよね、みんなね。そうだよね、勉強しているよね。

○全員 はい。

○会長 では、いいや。

そうすれば、ほかにどうだろう、皆さん、質問ないかな。

なければ、では、まず初めに聞くけれども、この17番について、これ農業委員会ネットワーク機構、常設審議会なのだけれども、県のほうに提出するのだけれども、これ意見聴取してもよろしいでしょうか、許可相当として。

○全員 異議なし。

○会長 いいですか。分かりました。

あと、そのほかの申請議案について許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、5条のほうが終わりまして、続きまして、議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求める。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用権設定等促進事業が、令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和7年10月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は12名、貸手は16名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が9筆、1万649平米、地目、田の期間借地が4筆、8,332平米、地目、畑の通年が15筆、1万5,562平米、地目、畑の期間借地はございませんでした。合計で28筆、3万4,543平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は22筆で、割合は78.6%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が12筆、1万7,284平米、畑が7筆、5,401平米、10年から15年未満の農用地について、田が1筆、1,697平米、畑が8筆、1万161平米、15年以上の農用地については、田、畑ともにございませんでした。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。

この内容について、皆さんから何か質問等ございましたら、お願いいいたします。

あれですよね、10年未満が多いですね。10年から15年ってなると、年齢考えると、そんなに借りていられるか、耕作できるかななんて、そんな心配もあるのでしょうか。長く借りるのは法人の方が長く借りるって例はあるのですけれども。

どうでしょう、別に皆さんから、この内容に関して異議がなければ要請するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで。

事務局。

○事務局 はい。

○会長 報告、お願ひします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は贈与、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか20件、合計21件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか2件、合計3件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和7年6月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手続の遅れにより転用許可が令和7年7月3日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条申請2件、5条申請34件、合計37件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年7月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項ということで、書類審査も含めて報告をしていただきました。

続いては、その他に入るわけですけれども、事務局のほうからは何か皆さんに話しすることはないね。

○事務局 はい。

○会長 それで、これで閉会にするのですけれども、この後、引き続いて公害対策委員会するので、ちょっと小休止入れてから公害対策委員会を開始したいと思います。大体10分程度、皆さん用事、トイレでも行ってきて、皆さんそろったら始めますので、よろしくお願ひいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上で第26回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時15分 閉会